

資料 1	第10回総会（令和6年4月23日）
	九州地方年金記録訂正審議会

九州地方年金記録訂正審議会 委員名簿

（五十音順・敬称略）

令和6年4月10日現在

井口 千秋	税理士
石橋 誠二	社会保険労務士
大城 光子	元自治体職員
清成 留美	社会保険労務士
古賀 清光	元自治体職員
柴田 佐右里	税理士
富川 泰幸	社会保険労務士
馬場 康夫	元自治体職員
松本 圭司	弁護士
宮城 哲	弁護士
安原 伸人	弁護士
渡邊 眞美	税理士

議題1 会長の選任について

○**地方年金記録訂正審議会規則**（平成27年4月10日厚生労働省令第83号）－抄－

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 （略）

議題2 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○地方年金記録訂正審議会規則（平成27年4月10日厚生労働省令第83号）－抄－

（会長）

第5条（第1項～第2項）（略）

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第6条（第1項）（略）

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 （略）

資料4

第10回総会（令和6年4月23日）

九州地方年金記録訂正審議会

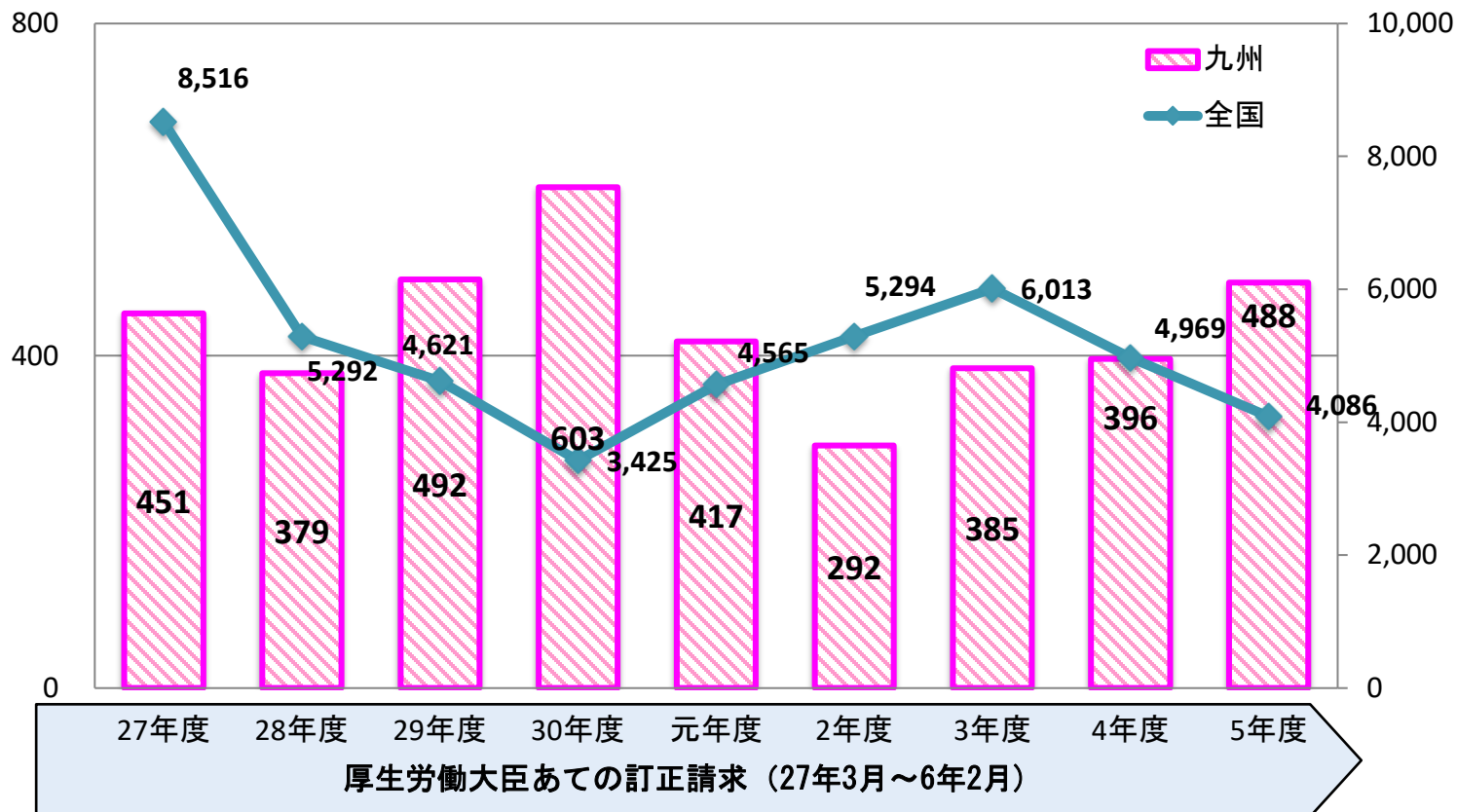
令和5年度 業務実績報告（九州厚生局）

年金記録訂正受付件数の推移

	19年度 (19/7～)	27年度 (27/3～)	28年度 (～29/3)	29年度 (～30/3)	30年度 (～31/3)	元年度 (～2/3)	2年度 (～3/3)	3年度 (～4/3)	4年度 (～5/3)	5年度 (～6/2)
九州	5,656	451	379	492	603	417	292	385	396	488
合計	50,752	8,516	5,292	4,621	3,425	4,565	5,294	6,013	4,969	4,086

(九州)

(全国)



※ 5年度の数値は速報値ですので、変動することがあります。

令和5年度の九州厚生局における受付・処理状況

1. 受付件数(九州厚生局管内の年金事務所が訂正請求を受理した件数)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国民年金	0	1	0	1	3	0	0	1	1	0	0		7
厚生年金	22	48	127	32	38	17	8	83	23	54	28		480
脱退手当金	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
合計	22	50	127	33	41	17	8	84	24	54	28		488

2. 処理件数

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国民年金	訂正	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1
	不訂正	1	0	1	1	0	2	2	0	1	1	2		11
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	厚生局処理件数	1	0	2	1	0	2	2	0	1	1	2		12
	機構処理件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	取下	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		1
	処理件数(合計)	1	0	3	1	0	2	2	0	1	1	2		13
厚生年金保険	訂正	0	2	4	1	2	4	2	1	0	2	2		20
	不訂正	0	0	3	2	0	1	7	3	5	1	1		23
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	厚生局処理件数	0	2	7	3	2	5	9	4	5	3	3		43
	機構処理件数	20	38	46	15	25	31	7	1	12	147	36		378
	取下	1	3	1	3	0	17	0	1	4	2	6		38
	処理件数(合計)	21	43	54	21	27	53	16	6	21	152	45		459
脱退手当金	訂正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	不訂正	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		1
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	厚生局処理件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		1
	機構処理件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	取下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	処理件数(合計)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		1
合計	訂正	0	2	5	1	2	4	2	1	0	2	2		21
	不訂正	1	0	4	3	0	3	9	4	6	2	3		35
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	厚生局処理件数	1	2	9	4	2	7	11	5	6	4	5		56
	機構処理件数	20	38	46	15	25	31	7	1	12	147	36		378
	取下	1	3	2	3	0	17	0	1	4	2	6		39
	処理件数(合計)	22	43	57	22	27	55	18	7	22	153	47		473

※ 上記の数値は速報値ですので、変動することがあります。

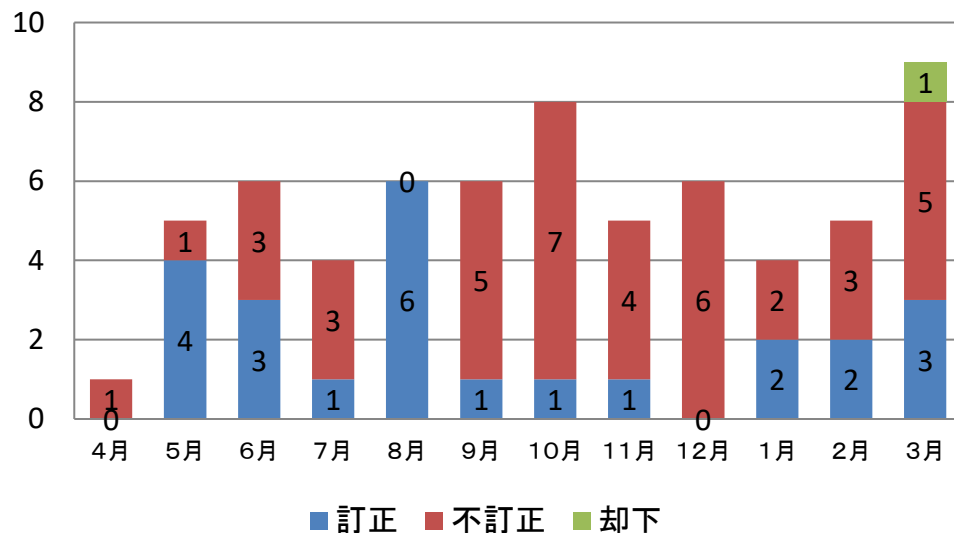
令和5年度の部会開催状況等について

令和5年度 部会開催状況(合計)

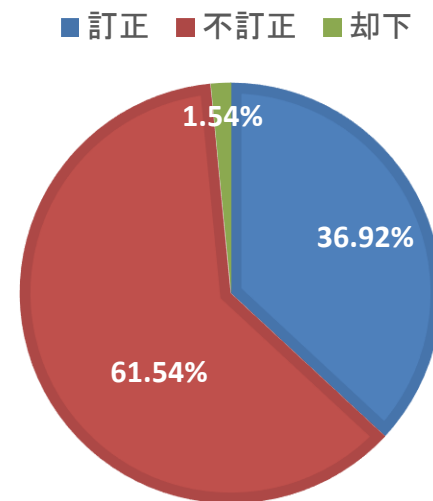
(令和6年4月現在)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
部会開催回数 (回)	1	3	3	3	2	3	4	3	2	3	4	4	35
付議件数 (件)	1	5	6	4	6	6	8	5	6	4	5	9	65
議決件数 (件)	1	5	6	4	6	6	8	5	6	4	5	9	65
訂正 (件)	0	4	3	1	6	1	1	1	0	2	2	3	24
不訂正 (件)	1	1	3	3	0	5	7	4	6	2	3	5	40
却下 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
継続となった件数 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委員出席率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	91.7	100	100	100	100	

月別の議決件数と内訳



令和5年度議決内訳



資料 5	第 10 回総会（令和 6 年 4 月 23 日）
	九州地方年金記録訂正審議会

地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令の公布について（通知）
（年管発 1122 第 1 号）

1. 改正の趣旨

- 地方年金記録訂正審議会の委員については、地方年金記録訂正審議会規則（平成 27 年厚生労働省令第 83 号。以下「審議会則」という。）第 4 条第 1 項において、「委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する」とこととされている。
- 現在、年金記録訂正請求の受付件数の大幅な減少に伴い、委員数の削減を行う必要が生じている一方で、委員数の削減を行う過程では、1 年ごとに委員の半数を任命することが困難な状況にある。
- このことから、審議会則について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 審議会則第 4 条第 1 項中、1 年ごとに委員の半数を任命することを定める規定を削る。

改正後	改正前
<p>（委員の任期等）</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（委員の任期等）</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2～5（略）</p>

3. 根拠条項

- 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 153 条の 2 第 3 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 11 月 22 日
- 施行期日：公布日